新課程の単位に読み替えた学力に関する証明書作成の委託に係る契約書

○○大学（以下「甲」という。）と△△大学（以下「乙」という。）とは，次の条項のとおり学力に関する証明書（以下「証明書」という。）作成の委託に係る契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（委託内容）

第１条　乙において次の各号の免許教科について，旧課程（平成１０年改正教育職員免許法）において修得した単位について，甲において新課程の単位に読み替えた証明書の作成について委託する。

（１）中学校教諭一種免許状「社会」

（２）高等学校教諭一種免許状「地理歴史」

（証明書交付手続き）

第２条　乙の出身者からの証明書交付請求書類の受付は，乙の証明書作成担当部局において行う。

２　乙は当該者の旧課程での証明書を発行し，作成の根拠とした課程認定申請書様式第２号及び教育課程の変更届等必要書類（以下「根拠書類」という。）を添えて甲の証明書作成担当部局に送付する。

３　甲は乙から送付された旧課程での証明書及び根拠書類に基づき新課程の単位に読み替えた証明書を発行し，証明書請求者に送付する。

４　証明書交付に係る日数については，乙から送付された旧課程での証明書及び根拠書類を甲にて受領した日を起算日とし，甲の基準による。

５　甲は新課程での証明書を発行した後，乙に対して当該証明書の写しを送付する。

（委託経費）

第３条　乙は甲に対して証明書作成１通につき２０，０００円を支払う。

２　乙は，前項に掲げる委託経費を甲が発する請求書に定める期限までに納付しなければならない。

３　甲は，第１項に掲げる委託経費以外に証明書の送付に係る経費を負担した場合は第１項に掲げる委託経費とは別途乙に請求するものとする。

４　乙は，所定の納付期限までに委託経費を納付しないときは，納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ，その未納額に年３．００%を乗じて計算した額の延滞金を納付しなければならない。

（契約期間）

第４条　本契約は締結日から○○年３月３１日までとする。ただし，契約満了日の１ヶ月前に双方から異議がない場合はさらに１年間自動更新とする。

（裁判管轄）

第５条　本契約に関し紛争が生じたときには，被告となる当事者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第６条　本契約に定めのない事項について，これを定める必要があるときは，甲乙協議のうえ，定めるものとする。

　この契約の締結を証するため，本契約書２通を作成し，甲乙それぞれ１通を保管するものとする。

年　　月　　　日

（甲）

（乙）